

滋賀県東部の河川で放流された可能性の高い オオサンショウウオ交雑個体（特定外来生物）を確認

概要

- 令和6年7月から8月にかけて、滋賀県東部を流れる犬上川でオオサンショウウオを目撃したという情報が、琵琶湖博物館や近隣の市役所・役場に複数寄せられました。
- これを受け、8月に琵琶湖博物館学芸員、滋賀のオオサンショウウオを守る会会員、長浜バイオ大学の研究者が調査を実施し、DNA分析を行なった結果、特定外来生物に指定されているオオサンショウウオとチュウゴクオオサンショウウオとの交雑個体であることがわかりました。
- 過去の文献や聞き取りでは、犬上川にオオサンショウウオが生息していたという情報はなく、この個体は人為的に他の場所から持ち込まれ、放流された可能性が高いと考えられます。
- 外国産のオオサンショウウオ属およびその交雑個体は、令和6年7月1日から特定外来生物に指定されています。特定外来生物の生きた個体は、飼育や移動、野外へ放出などが禁止されており、違反した場合は罰則が課されるため、十分に注意してください。



犬上川で確認された交雑個体のオオサンショウウオ（琵琶湖博物館撮影）

詳細

令和6年7月10日、滋賀県東部を流れる犬上川で釣りをしていた方から、「川でオオサンショウウオを見かけた」という情報が琵琶湖博物館に寄せられました。その後も当館や近隣の自治体に、オオサンショウウオ類の目撃情報が複数届きました。

そこで、8月3日に琵琶湖博物館の学芸員が現地で目視調査を行ったところ、川の中にオオサンショウウオ類がいることを確認しました。その見た目の特徴が在来種と外来種の交雑個体に似ていることが分かったため、近畿地方環境事務所と協議の上、8月10日に琵琶湖博物館、滋賀のオオサンショウウオを守る会、長浜バイオ大学といった対応可能な主体が連携して、文化財保護法および外来生物法を遵守したかたちでこのオオサンショウウオ類を捕獲しました。捕獲した個体は、全長134 cm、体重17.16 kgと非常に大型のもので、DNA分析の結果、オオサンショウウオとチュウゴクオオサンショウウオとの交雑個体同士がさらに交雑した個体（F2）であることが確認されました。

これまでの聞き取りや文献によると、滋賀県東部ではオオサンショウウオの確認・目撃例があるものの、犬上川での確認例は一度もありませんでした。このことから、今回発見された個体は人為的に他の場所から持ち込まれ、放流された可能性が高いと考えられます。このような採集事例は、全国的にもまだ数少ないため、捕獲した個体は今後の研究に役立てるべく、琵琶湖博物館の標本として保管する予定です。



なお、令和6年7月1日より①オオサンショウウオ属に属する種のうちオオサンショウウオ以外のもの、②オオサンショウウオ属に属する種とオオサンショウウオ属に属する他の種の交雑により生じた生物は、外来生物法に基づき特定外来生物に指定され、飼育や生体の移動が禁止されています。今回のケースは他水系に放流されたと考えられる交雑個体が、法令施行後に発見された全国初の事例と考えられます。

在来種のオオサンショウウオは特別天然記念物に指定されており、許可がない方は触ることや捕獲が出来ません。また、交雑個体との外見上の判別は非常に困難であるため、DNA分析を行なう必要があります。野外でオオサンショウウオ類を見かけても、安易に触ったり、捕獲はせず、必ず近隣の自治体や専門機関にご相談ください。

本資料提供は、共同で実施した下記機関・団体との同時プレスです

問い合わせ先：

（今回の調査内容・オオサンショウウオのこと・写真について）

滋賀県立琵琶湖博物館 研究部担当学芸員 金尾滋史、企画・広報営業課 鈴木隆仁

Tel: 077-568-4811 E-Mail: info@biwahaku.jp

（DNA分析について）

長浜バイオ大学 齊藤 修

Tel: 0749-64-8100 E-mail: o_saito@nagahama-i-bio.ac.jp



滋賀県のオオサンショウウオを守る会 水戸 直

E-Mail siga.oosannmamoru@gmail.com

